	八王子市　立川市　府中市　昭島市　調布市　小平市　日野市	三級地
	三鷹市　青梅市　小金井市　東村山市　東大和市　あきる野市	四級地
神奈川県	鎌倉市　逗子市　厚木市	二級地
	横浜市　川崎市　海老名市	三級地
	横須賀市　相模原市　藤沢市　茅ヶ崎市　大和市　伊勢原市	四級地
静岡県	裾野市	四級地
愛知県	日進市	二級地
	名古屋市　刈谷市　豊田市	三級地
	豊明市	四級地
三重県	鈴鹿市	四級地
滋賀県	大津市　草津市	四級地
京都府	長岡京市	三級地
	京都市	四級地
大阪府	大阪市　守口市　門真市	二級地
	吹田市　高槻市　寝屋川市　箕面市　高石市	三級地
	堺市　豊中市　池田市　枚方市　茨木市　八尾市　大東市　東大阪市　大阪狭山市	四級地
兵庫県	芦屋市	二級地
	西宮市　宝塚市	三級地
	神戸市　尼崎市	四級地
奈良県	天理市	三級地
	奈良市　大和郡山市	四級地
広島県	広島市	四級地
福岡県	福岡市	四級地

備考　この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成二十七年一月一日においてそれらの名称を有する市、町又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

別表第二（第二十三条関係）

残余支給期間（年）	率
一	一一・九四五
二	二三一・七七三
三	三五・四八三
四	四七・〇七七
五	五八・五五六
六	六九・九二二
七	八一・一七五
八	九二・三一七
九	一〇三・三四八
十	一一四・二七〇
十一	一二五・〇八四
十二	一三五・七九一
十三	一四六・三九二
十四	一五六・八八八
十五	一六七・二八〇
十六	一七七・五七〇
十七	一八七・七五七
十八	一九七・八四三
十九	二〇七・八三〇
二十	二一七・七一八

備考　残余支給期間に一年未満の端数期間がある場合の率は、次の式により算出するものとし、小数点以下第四位未満を四捨五入する。ただし一月未満の端数を生じたときはこれを一月とする。

A＋（B－A）×C÷12

A：残余支給期間から端数期間を切り捨てた年数に応じた率

B：Aの年数に1を加えた年数に応じた率

C：端数期間の月数

様式第1号から様式第三号までを次のように改める。

様式第一号（第7条関係）

拉致被害者等給付金支給申請書

内閣総理大臣　殿

私は、日本国に永住することを決めましたので、下記のとおり北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律による拉致被害者等給付金を申請します。

平成　　年　　月　　日

申請者代表
氏　　名　　印
（自署又は記名押印願います。）